

令和4年度宮城県高齢者権利擁護推進委員会会議録（要旨）

1 日 時 令和5年1月25日（水）午後2時30分から午後3時40分まで

2 場 所 仙都会館7階C会議室

3 出席委員（敬称略）

伊藤 大介（仙台法務局人権擁護部第二課 課長）

小幡 佳緒里（仙台弁護士会 弁護士）

佐々木 悠輔（特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネット「エール」理事）

鈴木 郁子（公益社団法人宮城県看護協会職能理事（看護師職能Ⅱ））

高橋 利行（特定非営利活動法人宮城県ケアマネジャー協会理事）

千葉 由美（公益社団法人 認知症の人と家族の会宮城県支部世話人）

土井 勝幸（宮城県老人保健施設連絡協議会 副会長）

4 公開の可否 公開

5 傍聴者 0名

6 開会

（事務局）

高齢者権利擁護推進委員会条例第4条第1項の規定により、定足数は委員の半数以上（5人以上）となっている。本日は9名中7名の委員に出席をいただいていることから、本委員会は有効に成立していることを報告する。

次に、宮城県情報公開条例第19条の規定により、附属機関等の会議は原則として公開となり、また会議録は公表されることとなるので、了承願いたい。

7 委員長及び副委員長選出

（事務局）

高齢者権利擁護推進委員会条例第3条第1項の規定により、委員長及び副委員長は委員の互選により定めるとされている。委員長・副委員が決まるまで、長寿社会政策課の後藤課長に進行役をお願いする。

（後藤課長）

御意見のある方は、挙手にて発言をお願いする。

（事務局案を求める声あり）

（事務局）

事務局としては、前回の委嘱期間中にも委員長を務めていただいた土井委員に委員長を、副委員長については小幡委員にお願いしたいと考えている。

（後藤課長）

土井委員に委員長を、小幡委員に副委員長をお願いしたいということであるが、いかがか。

（異議なしの声）

（後藤課長）

それでは、土井委員に委員長を、小幡委員に副委員長をお願いする。以上をもって進行役を下ろさせていただく。

8 報告

(土井委員長)

議事に入る前に皆様へのお願いとして、議論の時間は十分に取っていると思うが、質疑応答にとどまらず皆様が所属している団体において取り組んでいる権利擁護に関する活動や、事業計画などがあったら発言願いたい。

それでは議事に入る。次第の3報告のうち(1)から(4)については関連する内容であることから、一括して事務局から説明願いたい。

(事務局)

(資料1に基づき説明)

(土井委員長)

ただいまの事務局からの説明に関して、ご意見やご質問がある場合は挙手の上で発言願いたい。

(土井委員長)

市町村の体制整備については、令和6年度末までに整備を行うこととされており、残りの期間が2年となっているが、県の感触として達成の見込みはあるのか。

(事務局)

体制整備が進んでいる市町村については様々な取組を進めている状況であるが、人口規模や担当職員が少ない市町村については、取組が遅れがちな状況となっている。このことから、取組が進んでいる市町村については他の市町村の参考となるようさらに取組を推進していただくとともに、取組が遅れがちな市町村については県としてもできるだけ支援を行うことで、体制整備が令和6年度末までに達成されるよう支援していきたいと考えている。

(小幡副委員長)

参考資料1の1(4)「市町村・都道府県による虐待事実の確認調査結果」において、虐待の判断に至らなかった事例が17件と記載されているが、虐待の判断に至らなかった事例とはどのような事例を指すのか具体的に教えていただきたい。また、虐待ではないと判断した理由と虐待の判断に至らなかった事例を教えていただきたい。

それから参考資料1の7ページの「ウ 市町村が分離をしていない場合の対応内容」の最後に「経過観察(見守り)」の部分に135人、38.6%と記載されているが、見守りとは具体的にどのような対応をされているのか。例えば、何かあった際に連絡を受けて対応するという意味なのか、又は頻回に状況を確認して面談を行うということなのか、具体的な対応を把握しているのであれば教えていただきたい。

(事務局)

只今の質問のうち虐待の判断に至らなかった内容については、具体的な状況を把握していないので、状況を確認した上で後日、委員の皆様にご回答したい。それから経過観察(見守り)の対応については、市町村職員やケアマネジャーが対応しているものであるが、虐待の判断がされなかった場合、その後、全く関わらない状況になるものではなく、虐待の状況になっ

ていないか確認するため自宅を訪問したり、状況が悪化しないか様子を見に伺うことで経過観察を行っているものと認識している。

(小幡副委員長)

質問の趣旨としては、虐待というものはなかなか見えるものではないことから、虐待の判断が難しく判断に至らなかった事例が結構あるのではないかと思う。虐待の判断がなかなかできないことから虐待ではないと判断されてしまうと、対応として不十分になるのではないかと思うので、判断に至らなかった事例は、内容を十分に把握していく必要があるのではないかと考えている。それから経過観察（見守り）についても、見守りになると対応を少し緩めても良いのではないかという意識が出てしまうと思うので、その点からも見守りというものは、放置してよいというものではなく、対応が必要な事案だということを認識する必要があると考えたことから質問した。

(土井委員長)

小幡副委員長の意見も踏まえて、状況を確認した上で回答していただきたい。

(佐々木委員)

私は「エール」に所属しており、弁護士でもあり虐待の研修などにも携わっていることから、小幡副委員長の質問に関連するところで質問する。この虐待に関する統計データは市町村から報告されたデータを集計したもので、いま指摘があった虐待に至らなかった事例として市町村から報告された件数を集計したものであると思う。例えば、県において小幡副委員長の質問にあったように判断に至らなかった理由を市町村に説明を求めたり、場合によっては追加調査や生活事実確認をすべきではないかといった指導を行うことはあるのか。

(事務局)

普段は、市町村に対して再調査や個別内容について確認することは行っていない。

(佐々木委員)

全市町村に対して、そのような対応を行うのは現実的に難しいことであると承知しているが、例えば例外的にもう一度調査を指導するような場合があるのか。

(事務局)

現状では担当職員に現状を把握する専門性が十分でないことから、高齢者虐待相談窓口として委託している「エール」に相談するよう指導している。

(佐々木委員)

私も「エール」で相談を受け付けていることから状況は把握している。「エール」に相談が来た案件については個別対応として日々アドバイスをを行っているところであるが、「エール」に相談がないケースがもしあるとすれば、市町村からの報告に基づいて適切に追加調査を行うべきだと県において指導すべきであり、県においてそうした体制づくりを行うべきだと考える。そうした追加調査が必要な案件が含まれているのに、判断に至らなかった件数として単純に集計して終わってしまうこともあり得る。現場で対応するのは市町村の役割ではあるが、場合によっては県からももう少し追加調査の指導などを行ったほうが市町村において動き

やすいケースが中にはあるかと思うので、この点についても提案したい。

(土井委員長)

重要な提案だと思うので、対応について事務局で検討願いたい。

(鈴木委員)

高齢者権利擁護推進研修会における看護職員向け研修の参加者については、今年度は約30人、昨年度は約40人となっているが、参加者の地域、施設の種類など特徴があったら教えていただきたい。自分が出席する職能委員会は様々な領域から委員として参加者が出席することから、そのような機会に研修への参加を働きかけることがあれば教えていただきたい。

(事務局)

受講されている方の地域や施設等については資料を持ち合わせていなかったもので、確認し、後日、改めて回答する。

(小幡委員)

先ほどの説明において、市町村において成年後見制度利用促進基本計画に関して策定が未定となっている要因として、財源の確保や専門性のある人の確保が課題であると説明があったが、財源というのは具体的にどのような用途に財源を必要としているのか説明願いたい。

また、成年後見制度の利用促進のため市町村職員を対象とした会議や研修会を開催して参加をいただいているようであるが、対象となっている市町村を確認すると担当者の方が成年後見制度の利用に繋いで実際に申し立てが行われ、後見人が選任されているような事例があると思われる。例えば、何か大きな仕組みができてなく担当者が一人だとしても、何処かにつなぐことができれば申し立てが可能であったり、つなぎ先が確認できていればもう少し前に進展することが可能ではないかと思う。何かそのように大きな仕組みよりも小さなところとして担当者レベルでの対応方法などを情報として伝えるような取組も良いのではないかと思うが、そのような取組があれば教えていただきたい。

(事務局)

市町村の体制整備が進まない要因における財源の用途については、関係者を集めて会議を開催したり、人員を配置するためにも人件費として財源が必要となるなど、全く予算がないなかで事業を実施するのは困難であると考え。また、成年後見制度の体制整備に向けた取組の重要性を認識している市町村であれば多めに予算が配分され会議の開催や人員も配置されやすい状況となり担当職員も取組を推進しやすい環境となるが、制度の重要性の認識が低い市町村においては十分な予算が配分されず取組を進める上で財源的、人力的な面での課題があって取組が進められない状況にあると考えている。

成年後見制度の利用促進に向けた質問については、委員ご指摘のとおり体制整備が進んでいなくても市町村において成年後見制度を利用することは可能である。その一方で、国において成年後見制度利用促進基本計画が策定され、市町村において成年後見制度が必要な方に対して福祉の部門だけではなく司法など様々な分野とネットワークを組んでサポートし、様々な視点でどのような支援が必要かを皆さんで検討し必要な支援をすることとされている。このことから早期に成年後見制度の体制整備を行うことで、より必要な支援が得られやすい

状況になる。委員ご指摘のとおり体制が整備されていなくても成年後見制度を利用することは可能であるが、より必要な支援が受けられるよう、この体制整備の推進が必要であると考えている。

(小幡委員)

今の説明によると、現状では各市町村において成年後見制度の利用が必要な方々に対して、具体的な対応ができるシステムが構築されている前提で、成年後見制度の体制整備を推進していると理解して良いか。

(事務局)

全ての市町村の担当職員がこの成年後見制度の仕組みを理解し、住民の方が制度を利用したい時にいつでも対応できるかという点、対応できない市町村がある可能性もある。このような問題を解決するためにも全ての市町村において体制整備を構築することで、様々な分野とネットワークを組んで必要な支援が行えるよう、現在、取組を推進しているところである。

(小幡委員)

制度の利用が必要な方が必要な支援を受けられるためにも、双方向から対応していると理解して良いか。

(事務局)

委員ご指摘のとおりである。

(伊藤委員)

資料1の4(3)「県の取組(令和4年度)」のうち、市町村への司法職派遣事業として3件の実績があると記載されているが、派遣している具体的な内容や目的を教えてください。また、この派遣事業の対象に成年後見制度の利用促進に向けた研修や担当職員の指導育成のようなものも含まれているのか、もし含まれていないのであればそのような支援も行うことができないのか教えてください。

(事務局)

市町村への司法職派遣事業については、仙台弁護士会と宮城県司法書士会に依頼して、市町村からの要望に応じて弁護士又は司法書士を市町村に派遣する事業である。派遣内容としては、成年後見制度の体制整備に向けた勉強会や権利擁護に関して個別ケースの検討を行う会議などに派遣する場合もある。昨年度の実績においても関係する職員の方を対象とした勉強会に派遣するなど、市町村の要望に応じ派遣している状況である。

(土井委員長)

報告の(5)「令和5年度宮城県事業計画(案)」について、事務局から説明願いたい。

(事務局)

(資料2に基づき説明)

(土井委員長)

事務局からの説明に関して、ご意見・ご質問等がある場合は挙手の上、発言願いたい。基本的に令和4年度の事業を踏襲する事業計画になっていると思われるが、過去の経緯を踏まえて令和5年で特に注力して事業を進めるポイントなどがあつたら教えていただきたい。

(事務局)

基本的には体制整備が遅れている市町村を重点的に支援していきたいと考えている。また、市町村職員が家庭裁判所に申し立てる制度である市町村申立について、来年度から家庭裁判所の協力も得ながら新たに始める予定である。

(佐々木委員)

来年度から新規で実施を予定している市町村申立研修については、非常に有意義な研修だと思うが、来年度から開始することになった理由を教えていただきたい。

(事務局)

市町村申立研修については、本来であればもう少し早く実施すべきものであったが、県として取組を十分に進められなかった状況にある。来年度から新たに実施する理由としては、市町村職員が市町村申立の制度を十分に理解していないところがあり、実際に申立をする際に家庭裁判所において事務手続きに不備があり時間を要することがあるなど家庭裁判所として改めて市町村を指導すべきと認識したことから、新たに研修会を開催することとしたものである。

(佐々木委員)

来年度から開催を予定している市町村申立研修については、宮城県内の市町村に周知して、参加を希望する市町村担当者が参加するものと理解してよいか。

(事務局)

委員ご指摘のとおりである。

(佐々木委員)

資料2の4(3)「県の取組」のうち「成年後見制度に関する普及啓発研修会」として市町村職員や介護保険施設職員、民生委員、金融機関職員等を対象とした研修を実施すると説明があつたが、令和4年度の実施状況を教えていただきたい。

(事務局)

今年度における成年後見制度に関する普及啓発研修会については、宮城県社会福祉士会に委託して3月頃に開催を予定しており、現在、具体的な研修内容を検討している状況である。まもなくすると、市町村、金融機関及び関係機関に対して開催の周知を行う予定である。

(佐々木委員)

金融機関の職員は過去にこのような研修会に参加したことがあると思うが、成年後見制度の業務に携わっていると金融機関との手続きにおいて円滑に進む場合と柔軟に対応してもらえない場合があり、この状況は銀行自体や支店によって違う場合があつて対応に苦慮することがある。その都度、金融機関と調整を行って手続きを進めており、例として挙げると、届

出について郵送での対応は不可で店舗に持参する必要があったり、現金を引き出す際にも毎回遠方の支店に行く必要があり、逐一交渉する必要があるなど運用がバラバラの場合があるので、この研修を機会にこうした実情を共有していただきたい。最終的には金融機関の個別の対応になると思うが、成年後見制度を利用する側からすると、支店によって運用がバラバラで対応に苦慮しているという現状をこうした研修の機会に説明していただけると、今後の改善に繋がると思う。

(土井委員長)

只今のご意見のように現場の生の声を施策に反映していただくようお願いする。

(千葉委員)

成年後見制度については、とても大切な制度だと思うが、私が所属している家族の会に電話相談があったとしても、私たちのような一般人では十分な対応をすることは困難であり、最終的には地域包括に相談するよう案内する場合があるので、もう少し私たち一般人が理解できるように、講座など開催回数を増やしていただくとありがたい。

それから、数年前から成年後見制度に対する問題点などについて意見が出ており、以前からの課題が解決され、現在の制度において改良された事例などがあれば一つでも二つでも構わないので教えていただきたい。

(事務局)

来年度における成年後見制度の普及啓発に関する研修会の開催については、1回の開催を予定していることから、開催内容を広く周知するとともに、他の関係機関の皆様も出席できる研修会を開催するよう検討していきたいと考える。それから、成年後見制度の利用にあたっての事例については、今のところ具体的な事例を把握していないことから、何か事例があった場合は後日、回答したい。

(小幡委員)

高齢者権利擁護に関する取組のうち高齢者権利擁護推進事業として、対象者を変えて4回の研修を開催する予定となっており、例年、同様の開催方法であると思われる。資料1に記載されている開催実績を見ると参加者が若干減少しているが、その理由としてはコロナの問題などがあると思うが、参加者が減少した理由を把握していれば教えていただきたい。また、可能な限り参加していただくようにするための周知方法など取組があったら教えていただきたい。

(事務局)

参加者の減少理由については、コロナの関係で職場を離れるのが難しい状況のため、参加者が減少していると認識している。また、参加者を増やすための周知方法については、できるだけ多くの方に参加していただくようこれまでと違った周知方法も検討していきたいと考える。

(土井委員長)

只今の発言は、先ほどの鈴木委員のご指摘と同様の意見でもある。研修の開催は重要な事業だと思うので、開催日や開催時間、周知方法などを検討いただき、多くの方々に参加いた

だけよう工夫していただきたい。

(高橋委員)

参考資料1の8ページに「高齢者虐待防止に関する県の主な取組」として、介護サービス事業者に対する集団指導や、研修の案内と記載があるが、資料2の「令和5年度宮城県事業計画(案9)」に記載がないことから、これらの取組をどの程度の頻度で実施しているのか、また、今後の予定について教えていただきたい。

(事務局)

介護サービス事業者に対する集団指導については例年実施しており、来年度についても実施を予定している。実施にあたっては参考資料1の8ページに記載されている項目を盛り込んだ研修や助言を行う予定である。

(千葉委員)

私は、家族の会において6年ほど前から電話相談を担当していることから、最近の傾向を説明させていただく。電話相談を開始した6年前の相談内容としては、主に金銭的な問題や経済的な虐待、身体的な虐待による悩み相談が多かったが、ここ2年ぐらいの間は性的虐待が非常に増えている。事例としては、夫がテレワーク中に妻がいない時に義母に虐待をしているというもので、始めは義母の身体を触れる程度であったが、徐々に1日に何回も触れるようになり自分が壊れていくことが恐ろしいという相談や、義父の世話をする際に夫から性的な面での介助もするよう指示され理解できないといった相談があるなど驚くような相談が匿名であるなど、担当者が聞くに堪えないような事例がある。そうした時は心の問題であることから、相談者に対してあなたが悪いとは言わないようにしている。家族の会に相談をする方は自分でも異常であると理解していると思われることから、家族の会としてはこのままの状況が続けば取り返しのつかない状況に発展してしまうので、精神科の医師に相談して早期に解決するような助言しかできない状況である。このような隠れた問題点は恐らくコロナの影響により増えていると思われるが、こうした事例は家庭内での問題であることからなかなか立ち入れられないところがあって心配している。

(土井委員長)

千葉委員の発言に対して、それぞれの立場の中から意見や感想等があったら発言をお願いします。

(佐々木委員)

千葉委員の発言に対して質問をするが、電話相談をしてくる方は虐待を受けた被害者の方も当然いると思うが、虐待をしてしまった方も電話相談をしてくることあるのか。

(千葉委員)

認知症の人と家族の会としては、会員だけではなく誰でも電話相談をしてもよいことになっているが、虐待を受けた方からの相談はあまりない状況である。特に女性側が被害者になった場合は、どうしても我慢したりあるいは相談するまでの能力がないと思われる。

(佐々木委員)

恐らく虐待をしてしまった方からの電話相談は人それぞれだと思うが、電話をかけてくる動機やきっかけ、目的はどのようなものなのか教えていただきたい。

(千葉委員)

虐待を良いことだと認識しているのではないと思う。虐待の動機をコロナやテレワーク、失業のためだと言いつけをされるが、ストレスが過剰となって虐待の行為に繋がっていることも考えられ、むしろそうした理由の方が多いと思われる。そうした状況を社会的にどのようにケアするかが問題だと思う。

(佐々木委員)

相談先として家族の会を特定した上で相談してきたのに、さらに別の相談先を紹介するのは心苦しいと思う。

(千葉委員)

相談者の中には専門的に医療的なケアが必要な状況にあり、素人が対応するような内容ではないと思う。

(土井委員長)

団体間で様々な情報交換ができるような仕組みがあると良いと思われる。このようなことも少し考慮した上で検討していただきたい。

その他に発言等がないようなので、今後の事業執行にあたっては皆様からいただいたご意見等を踏まえた上で執行願いたい。

9 開会

(事務局)

本日の皆様からいただいたご意見やご提案などを踏まえて、来年度の取組を進めていきたいと考えている。

以上をもって、令和4年度宮城県高齢者権利擁護推進委員会を終了する。